破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第６８４号
神戸市北区ひよどり台１丁目１番地　111棟308号
債務者　中田　静江
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６９８号
神戸市灘区大石北町７－３　千成文化102号、住民票上の住所神戸市中央区楠町１丁目４番８号　吉野光子方
債務者　榮　やす子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７５１号
神戸市東灘区住吉宮町２丁目７番23号　ル・シェール住吉203号
債務者　松下　大樹
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７７９号
神戸市北区藤原台北町３丁目14番７号
債務者　津山　年満
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７８８号
神戸市須磨区菅の台３丁目15番地１号棟710号、従前の住所神戸市北区幸陽町１丁目４番地の５
債務者　石元志津子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１０号
愛媛県新居浜市北内町２丁目８番46号　アウラ・スイトピーＢ101号室、前住所愛媛県新居浜市西連寺町１丁目７番23号
債務者　玉置江梨子（旧姓土居）
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１１４号
愛媛県新居浜市中筋町２丁目２番30号、前住所愛媛県新居浜市中筋町２丁目２番５号
債務者　木村　秋枝（旧姓佐薙）
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１１５号
愛媛県新居浜市萩生2015番地の８、前住所愛媛県新居浜市中筋町２丁目２番30号
債務者　木村　房子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第１２４号
佐賀県鹿島市大字森952番地12
債務者　副島　　貢
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１２５号
佐賀県鹿島市大字森952番地12
債務者　副島ヨシ子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１４０号
佐賀県西松浦郡有田町中樽３丁目４番18号
債務者　松田　一夫
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１４２号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡10793番地
債務者　中村　正敏
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１４３号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡10793番地
債務者　中村　登子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１８６号
長崎県長崎市大手１丁目27番15号　福長方
債務者　福長　京子
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
長崎県長崎市中新町13番18号　ハイツルースタン203号
債務者　貞方登代美
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９４号
大分市大字杉原758番地の27
債務者　川邊　嘉織
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４１４号
大分県別府市大字鶴見1978番地の10
債務者　山本　大輔
1　決定年月日時　平成25年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係